投資信託累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と株式会社青森みちのく銀行(以下「当行」といいます。)の間の投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)の累積投資取引に関する取り決めです。当行はこの約款に従って、累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結します。なお、本約款に別段の定めがない場合、別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理約款」その他関連する約款等に従います。

(定義)

第2条 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が投資信託受益権振替決済口座管理約款第3条第1項による振替決済口座開設の申込時に指定した「指定預金口座」から引き落した金銭または投資信託受益権振替決済口座管理約款第1条に規定する振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。)に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いしません。

(申込方法)

- 第3条 お客様は当行所定の方法により契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結するものとします。
- 2 契約が締結されたときは、当行は直ちに累積投資口座を設定します。
- 3 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、第1項による契約を締結したうえで、 当行所定の方法により申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていな い投資信託については当該申込みをすることはできません。

なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式 等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に 基づき、お客様が、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定で行う取引(以下「つみたて投 資枠」といいます。)での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行 が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款により、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

4 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入取引の申込方法等については、別に定める 「青森みちのく積立投信サービス取扱約款」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みを される場合には、当該規定のほか、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累 積投資に関する約款の規定にも従うものとします。

(金銭の払込み)

第4条 お客様は、この契約に係る投資信託の買付けにあてるため(第7条に定める収益分配金 の再投資に係る買付けを除きます。)、当該投資信託の目論見書および当行が定める買付単位の 金銭(以下「払込金」といいます。)を払い込むことができます。

(買付時期・価額)

- 第5条 当行はお客様からこの契約に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、遅滞なく 当該投資信託の買付けを行います。
- 2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書に定める買付約定日の価額に目論見書に記載された当該投資信託の手数料および所定の消費税を加えた金額とします。
- 3 買い付けられた当該投資信託の所有権並びにその収益分配金または元本に対する請求権は、 当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(投資信託の管理)

第6条 この契約に係る投資信託は、すべて当行において振替決済口座に記載または記録し管理 します。

(収益分配金の再投資)

- 第7条 この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、税金等を差し引いた金額を当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の価額により買い付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
- 2 お客様はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金するものとします。ただし、分配金受取型を取扱いしていない銘柄については、収益分配金の再投資を中止することはできません。

(換金または振替)

- 第8条 当行は、この契約に係る投資信託について、お客様から換金の申込みを受けたときは、 当該投資信託の目論見書の定めるところに従って換金したうえ、その代金をお客様の指定預金 口座に入金します。
- 2 お客様が、この契約に係る投資信託を他の口座管理機関への振替を希望される場合には、投 資信託受益権振替決済口座管理約款第7条の規定に従って振替の手続きをするものとします。

(解約)

- 第9条 この契約は、投資信託受益権振替決済口座管理約款第18条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
 - (1) お客様から契約の解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) この契約に係る投資信託が償還されたとき

- (4) やむを得ない事由により、当行がこの契約の解約を申し出たとき
- 2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、振替決済口座で管理されているこの契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

(申込事項等の変更)

第10条 お届出印、氏名、住所など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届け出るものとします。この場合の手続き等は、投資信託受益権振替決済口座管理約款第12条の規定を準用します。

(その他)

第 11 条 この約款は、投資信託受益権振替決済口座管理約款第 21 条、第 22 条、第 23 条の規定 を準用します。

以上

2025年1月1日現在株式会社青森みちのく銀行